

INFORMATION

クラス分けについて

クラス分けは、世界パラ水泳連盟クラス分け規則（以下「WPS クラス分け規則」という。）に基づき行われます。肢体不自由選手の国内クラスについては、2018年WPSクラス分け規則の改定をうけて順次WPSクラス分け規則に準じた見直しを実施しています。現時点では、概ね、見直しを済ませた状況です。

2022年8月にもWPSクラス分け規則の改正があり、視覚障害に関連する事項が改定されています。

S：自由形・背泳ぎ・バタフライ

S B：平泳ぎ

S M：個人メドレー

身体機能障害では切断、脊髄損傷、脳性まひ等の障がいの種類に関係なく、S、S B、S Mという泳法ごとに必要な機能によって分けられる。クラス分けは医学的に証明される運動機能障害を評価してクラス分け規則に基づいてクラスを決める過程である。視覚障害では医学的に視覚障害を評価してクラス分け規則に基づいてクラスが決められる。クラス分けの概要は下表のとおりです。

クラス表記	障がいの概要
1～10	肢体不自由。数字が小さいほうが障がいは重度。SBは1～9。
11～13	視覚障害。数字が小さいほうが障がいは重度。
14	知的障害。知的障害はWPSクラス分け規則並びに日本知的障害者水泳連盟の規定による。
15	聴覚・音声・言語障害。このクラスは日本独自のクラスである。
21	肢体不自由、視覚障害で、S1～13（SB1～13、SM1～13）に該当しない場合（障がいが軽度である、医学的情報が提示されない、テストが完了しない、医学的情報が不明確である、WPSクラス分け規則の適格障がいに該当しない等）。このクラスは日本独自のクラスである。
クラスなし*	日本パラ水泳選手権大会等のクラス分け評価にてフィジカルアセスメントとテクニカルアセスメント（ウォーターテスト）と競技観察に大きな差異が見られるなど、整合性が得られない場合やパフォーマンスが一定しない場合。それ以後日本パラ水泳選手権大会等主催大会には出場できなくなる。

*クラスなしと判定されたとき、クラス分け評価を受検した大会には出場できるが、表彰の対象から除かれ、記録の公認はない。

● WPS クラス分け規則 2018 年 1 月版のクラス分け概要（肢体不自由）

競技クラス	得点	競技クラス	得点
S1	≤ 65	SB1	≤ 65
S2	66-90	SB2	66-90
S3	91-115	SB3	91-115
S4	116-140	SB4	116-140
S5	141-165	SB5	141-165
S6 ^a	166-190	SB6a	166-190
S7 ^b	191-215	SB7b	191-215
S8	216-240	SB8	216-240
S9	241-265	SB9	241-275
S10	266-285		

a. S6/SB6 には 8 章 3 条 1 項に明記のとおり、低身長症の競技者も含まれる。

b. S7/SB7 には 8 章 3 条 2 項に明記のとおり、低身長症の競技者も含まれる。

個人メドレー（SM）の競技クラスの付与は、競技者の S 泳法と SB 泳法の競技クラスを基に計算される。計算は整数に四捨五入される。例えば、計算で 6.5 という結果の場合は競技クラス SM7 となる。

（例）競技者に S5～S10 の競技クラスが付与されている場合、個人メドレー競技クラス（SM）の付与は、以下のように計算される

$$\frac{3 \times S \text{ クラス} + 1 \times SB \text{ クラス}}{4} = \text{SM 競技クラス}$$

（例）競技者に S4 以下の競技クラスが付与されている場合、個人メドレー競技クラス（SM）の付与は、以下のように計算される

$$\frac{2 \times S \text{ クラス} + 1 \times SB \text{ クラス}}{3} = \text{SM 競技クラス}$$